

訪問看護重要事項説明書

〈事業の目的及び目標〉

健康保険法、老人健康保険法及び介護保険法の基本理念に基づき、疾病や傷病により寝たきり又はそれに準じた状態にある要介護、要介護予防者の生活の質（QOL）の確保を図る。また、かかりつけ医との連携を密にとり、全体的な日常生活行動能力（ADL）の維持・回復を目指し、本人及び家族が住み慣れた環境で安心して在宅療養が継続できるよう支援することを目的とする。

- （目標）
1. 疾病・障害の現在の状況がうけいれられ、精神的な安定を図る。
 2. 要介護者及び家族のセルフケア能力を高め、寝たきり状態を改善し自立できるよう援助する。
 3. 精神的・社会的に適応した生活ができるよう援助する。

〈事業所の概要〉

事業所名	まつむら訪問看護ステーション
事業所番号	3460290137
管理者	加計 真由美
所在地	広島市佐伯区楽々園2丁目2-19
電話番号	082-923-0232
担当区域	広島市西区・佐伯区・廿日市（桜尾・住吉・佐方地区のみ）
営業日・営業時間	平日（月～金）8：30～17：00 土 8：30～12：00 お盆・年末年始休み

介護保険利用料

介護保険の被保険者で、要介護状態等の認定を受けて、主治医が訪問看護の必要を認めた方

基本料金(介護区分:要介護1-5) ※1単位:10.7円(広島市5等級)

サービス内容	項目(1回あたり)	ご利用者様負担額(円)			詳細
		1割	2割	3割	単位数
看護師の訪問	I1 20分未満	342円	685円	1027円	314
	I2 30分未満	510円	1021円	1463円	471
	I3 30分～60分未満	887円	1774円	2661円	823
	I4 60分～90分未満	1213円	2427円	3640円	1128

基本料金(介護区分:要支援1.2) ※1単位:10.7円(広島市5等級)

サービス内容	項目(1回あたり)	ご利用者様負担額(円)			詳細
		1割	2割	3割	単位数
看護師の訪問	予I1 20分未満	331円	661円	992円	303
	予I2 30分未満	489円	978円	1467円	451
	予I3 30分～60分未満	856円	1712円	2568円	794
	予I4 60分～90分未満	1173円	2345円	3518円	1090

*上記料金表には、1回当たりの単位数にサービス提供体制強化加算Ⅰ(6点)が加算されている状態で計算しています。例 20分未満 I1 (314単位+6)×10.7=3420(1割342円)

加算

サービス内容	算定回数等	ご利用者様負担額(円)			詳細
		1割	2割	3割	単位数
初回加算 I II	初回	375円	749円	1124円	350
		321円	642円	963円	300
緊急時訪問看護加算 I	1ヶ月に1回	642円	1284円	1926円	600
退院時共同指導加算	初回	642円	1284円	1926円	600
特別管理加算	特別管理加算(I)	1ヶ月に1回	535円	1070円	500
	特別管理加算(II)	1ヶ月に1回	268円	574円	803円
複数名訪問看護加算	1回につき30分未満	272円	544円	815円	254
	1回につき30分以上	430円	860円	1290円	402
長時間訪問看護加算	1回に月90分以上	321円	642円	963円	300
ターミナルケア加算(訪問看護)	死亡日	2675円	5350円	8025円	2500
遠隔死亡診断補助加算	死亡月	161円	321円	482円	150

医療保険療養費

初回加算 I : 病院等から退院した日に、訪問看護を開始した場合に算定させていただきます。

訪問看護 基本療養費 訪問看護管理 療養費	基準	基準利用料金(1割負担)	
	初回訪問(月初め)	1,320円	
	2回目以降(週3回目まで)	810円	
	週4回目以降~14日まで	910円	
24時間対応 体制加算	利用者又はその家族からの電話などに常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制に対する加算 希望 する ・ しない (日付:) 緊急に訪問の場合別途請求があります。 (1回265円月14日まで、15日以降200円)	月1回	680円
特別管理 加算	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である場合	月1回/ 5000円	500円
	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等である場合	月1回/ 2500円	250円
退院時共同 指導加算	特別管理指導加算あり		800円
	特別管理指導加算なし		1000円
退院時支援指導加算			600円
訪問看護医療DX情報活用加算		月1回	50円
在宅患者緊急時カンファレンス加算(月2回)		月2回	200円

長時間訪問 看護加算	90分以上の訪問看護を行う場合に算定(週1回かぎり)	週1回/ 5200円	520円
早朝・深夜訪問看護加算(6時～8時/18時～22時)			210円
深夜訪問看護加算(22時～翌6時)			420円
複数名	①2人目が看護師(週1回まで)		450円
訪問看護加 算	1日2回の訪問		600円
	1日3回の訪問		1000円
ターミナル ケア療養費	利用者の死亡前の14日に2日以上ターミナルケアを行った場合	1回	2,500円
交通費	実費負担：交通機関を利用した場合 自動車等を利用した場合	事業所からの往復交通費 片道 3～5km 350円 5～10km 750円 10～20km 1,250円 20km以上 2,250円	

<保険適応外料金>【医療・介護共通】

死後の処置	12,000円
超過看護料(1時間30分を超える訪問看護)	30分ごとに1,000円
休日・時間外看護料	1回につき2,000円

介護保険の対象外の方、又は介護保険の利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方(がん末期、急性増悪期など)で、主治医が訪問看護の必要を認めた方(医療保険は自己負担額10円未満四捨五入しています。)負担料2割・3割の方は、基準料に×2×3となります。

その他費用について

交通費	担当区域内:無料 担当区域外:所在地を起点とし1kmあたり30円
キャンセル料	利用者様の都合でサービスを中止する場合には、すみやかにご連絡ください。 ご連絡のない場合には、キャンセル料を頂くこともありますのでご了承ください。

利用料、その他費用の支払いに方法について：現金による支払い(月末締め翌月払い)

<保険適応外料金>【医療・介護共通】

死後の処置	12,000円
超過看護料(1時間30分を超える訪問看護)	30分ごとに1,000円
休日・時間外看護料	1回につき2,000円

身分証携行義務

訪問看護師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または、家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

緊急時の対応について

- 緊急時訪問看護加算ご契約の方は、緊急時、別途お渡しする連絡先にご連絡ください。当番看護師が医師の指示のもと対応を行います。
- 緊急時訪問看護加算のご契約のない場合は、緊急訪問看護を行うことが出来ませんのでケアマネジャーに報告相談し、居宅サービス変更後の訪問となりますことをご了承ください。

事故発生時の対応方法について

サービス提供中の事故が発生した場合は、主治医、利用者の家族、市町村、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(事故等の場合、必要な救急処置や医療機関への通院援助等を行います。)

利用者に対する指定訪問看護の提供により当事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、賠償を速やかに行います。

個人情報の取り扱いについて

- ① 事業の実施にあたり、知り得た利用者または家族の情報は正当な理由無く、第三者に漏洩することはありません。
- ② 以下の場合個人情報（家族情報・利用者の生活状況・医療に関すること等）を使用することがあります。
 - ・ 利用者がサービス利用に際して必要となる、居宅サービス事業所等との連絡。
 - ・ 居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスが提供されるように行われる会議、連絡、調整等。
 - ・ 医療機関との連携が必要となった場合。
情報提供方法 FAX （ 可 ・ 不可 ）
- ③ 利用者の求めに応じてサービス提供記録を開示します。

虐待防止について

1. 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のために次の措置を講ずるものとします。
虐待防止のための対策を検討する委員会を設置しています。
虐待防止に関する責任者を定めております。
2. 虐待防止のための指針の整備。
3. 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

相談、苦情、事故の対応について

- ① 相談、事故、苦情等の連絡先は下記とし、連絡時には速やかに対応いたします。
- ② 苦情、相談等あれば、担当職員が対応し、更に必要な時は「苦情解決に関する処理要綱」に従い、適切に対応いたします。

まつむら訪問看護ステーション

電 話 082-923-0232 F A X 082-923-0287

(行政機関) 広島市介護保険課・苦情相談窓口 TEL : (082) 504-2183
佐伯区健康長寿課介護保険係 TEL : (082) 943-9730
廿日市高齢介護課・苦情相談窓口 TEL : (0829) 30-9155

業務継続計画(BCP)の策定等(非常災害対策)

1. 事業所に災害対策に関する担当者(防災管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
2. 非常災害に関する具体的計画に立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
3. 感染症や自然災害は発生した場合において迅速に行動できるための研修や訓練の実施。

衛生管理等

1. 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

2. 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
3. 感染症の蔓延防止のため、看護師等は感染に関わる研修を徹底し、状況に合わせて必要な个人防护の装備を行います。可能な限り、利用者、ご家族様にもマスクの装着をお願いいたします。
4. 感染症等の状況により、訪問時間の変更をお願いする場合がありますのでご了解ください。

禁止行為(ハラスメント等)

訪問看護の利用当たっては、次に掲げる行為は行わないでください。

- ① 看護師の心身に危害を及ぼす(又は及ぼすおそれのある)行為
(叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする等)
- ② 事業者又は事業所の運営に支障を与える((又は及ぼすおそれのある)行為
- ③ その他、適切な訪問看護の提供を妨げる(又は及ぼすおそれのある)行為
- ④ 訪問看護の提供中の喫煙、飲酒等の行為。

上記行為により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除する事もあります。